

インフルエンザの発症から再登園までの流れ

富士市保育幼稚園課 R4年12月

感染拡大を防ぐために、以下の事をお願いいたします。

1 インフルエンザ様症状発症

医療機関を受診又は検査キットで検査



2 インフルエンザと診断（判定）されたら、園に「インフルエンザ」で欠席することを連絡してください。

登園基準について園から説明します。

「インフルエンザ経過報告書」の記入をお願いいたします。

書式は園よりもらつか市のウェブサイトよりダウンロードできます。
(医療機関にはありません)

◎ インフルエンザ経過報告書下段の体温記録表に記録をお願いします。

3 自宅安静（症状が出た翌日から5日 かつ 解熱した翌日から3日は休みです）

自宅で、発症日からの体温を午前と午後測り、「体温記録表」に記入してください。

☆発症日・・・インフルエンザの諸症状が出始めた日。

「発症日0日目」です。



☆解熱・・・平熱となり、その後の発熱がみられなかった日が解熱0日です。

4 インフルエンザ経過報告書をもって登園

可能日、保護者氏名、登園時緊急連絡先を記入し、登園してください。



5 児童生徒は登校したら「インフルエンザ経過報告書」を提出する

担任の先生に「インフルエンザ経過報告書」を出してください。

登園してもまだ具合が悪そうな場合は、園から連絡をしますので、お迎えをお願いします。